平成２１年（フ）第３５４１号
名古屋市西区児玉１丁目６番10号　永楽ビル401号
債務者　水野　則子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６７号
滋賀県守山市水保町1322番地11
債務者　草壁　　滋
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０４号
大津市一里山５丁目18番４号　第２松儀ハイツ302号
債務者　松田美佐栄
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５３号
大津市逢坂１丁目22番６号
債務者　保木　　林
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３２号
滋賀県愛知郡愛荘町目加田1219番地３　親和寮202号、前住所北九州市小倉南区上吉田２丁目５番１―312号、申立時住所滋賀県湖南市岩根4007番地
債務者　金井　　一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６８号
兵庫県姫路市花田町一本松179番地第２コーポ長谷川503号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区都倉３丁目32番地メゾンヒカリ108号室
債務者　鴨川　政雄
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８０８号
兵庫県姫路市飾磨区都倉３丁目32番地メゾンヒカリ508
債務者　山下　尚美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８１３号
兵庫県姫路市玉手３丁目632番地
債務者　熊谷　忠之
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８１４号
兵庫県姫路市玉手３丁目632番地
債務者　熊谷　孝子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８５５号
兵庫県姫路市大津区平松140番地１、従前の住所兵庫県姫路市勝原区山戸270番地
債務者　柳原　唯吉（旧姓森井）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８５６号
兵庫県姫路市大津区平松140番地１、従前の住所兵庫県姫路市勝原区山戸270番地
債務者　柳原　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９０８号
兵庫県姫路市飾磨区今在家３丁目98番地　酒井五郎方
債務者　酒井　正幸
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９１９号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒399番地３　ロワイヤル飾磨502号
債務者　村上　佳史
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９４０号
兵庫県姫路市田寺東２丁目30番48―301号　パレロワイヤル田寺東
債務者　納庄ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２０８７号
広島市西区中広町３丁目１番24号　房尾アパート１階
債務者　益村　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１００号
広島市中区舟入幸町25―26舟入マンション204号、住民票上の住所広島市中区舟入川口町８番16号
債務者　山中　敏朗
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　広島地方裁判所民事第４部